

お知らせ

平成 21 年 2 月 26 日
地域 WiMAX 推進協議会

「地域 WiMAX 事業マニュアル」の配布について

地域 WiMAX 推進協議会（会長：土居範久 中央大学教授）は、地域 WiMAX の健全な発展に資することを目的として、事業者、メーカー、地方公共団体、有識者等の参加により昨年 10 月に設立された団体であり、地域 WiMAX の普及に向けた様々な活動を行っております。

このたび、この活動の一環として、地域 WiMAX 事業に参入しようとする方々のために「地域 WiMAX 事業マニュアル」（別紙目次参照）を策定いたしましたので、ご希望の方に配布いたします。

本マニュアルは、地域 WiMAX 事業を開始するにあたって必要となる事前検討事項や諸手続き等を取りまとめたものであり、地域 WiMAX 事業への参入を検討されている方々にとって指針となる資料となっております。

本マニュアルの配布を希望される方は、下記事務局までご連絡下さい。

【連絡先】

地域 WiMAX 推進協議会事務局：宮部 征也
社団法人電波産業会内
Tel 03-5510-8595
E-mail chiiki-wimax@arib.or.jp

「地域 WiMAX 事業マニュアル(標準)」目次

- 第 1 章 本マニュアルの目的
- 第 2 章 地域 WiMAX の無線局免許
 - 2 - 1 無線局免許の開設申請
- 第 3 章 事業計画の策定
事業の流れ
 - 3 - 1 前提条件
 - 3 - 2 制約条件
 - 3 - 3 サービスモデル
 - 3 - 4 運用・保守体制
 - 3 - 5 基地局配置とセクター
 - 3 - 6 WiMAX 機器・工事コスト見積もり
 - 3 - 7 事業収支計画
 - 3 - 8 事業収支シュミレーション
- 第 4 章 申請～サービス開始
 - 4 - 1 免許申請前の作業
 - 4 - 2 免許申請編(手続き概要)
 - 4 - 2 - 1 WiMAX 局を開設するには
 - 4 - 2 - 2 無線局の免許手続き
 - 4 - 3 構築編
 - 4 - 3 - 1 基地局設置に関する用地確保
- 第 5 章 無線従事者資格について
 - 5 - 1 無線従事者資格
 - 5 - 2 WiMAX に必要な無線従事者資格
- 参考資料
 - 総務省 免許方針(H19.7.11)
 - 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準
 - 包括免許とは
 - 総務省 審査基準案(H19.12.4)
 - 公的支援措置
- 付録 申請書類
 - 無線局免許申請書
 - 無線局事項書
 - 工事設計書
 - 無線従事者選解任届

マニュアルを転載・引用する場合は、事前に当協議会にご連絡願います。

マニュアルは、予告なく変更されることがあります。

当協議会は、マニュアルによって生じた損害について、その責を負いません。